

令和8年度 京都市こども誰でも通園実施概要（新規利用者向け）

注 以下の内容には京都市会の議決等を要する内容が含まれており、現時点では案の段階です。また、国における総合支援システムの改修等も予定されており、今後、内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

令和7年度から実施している乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和8年度から法律に基づく事業となることに伴い、一部制度が変更となりますので、以下のとおり、令和8年度の制度概要をお知らせします。

1 利用対象者

本事業を利用できるのは、本市の認定を受けた0歳6箇月～満3歳未満の子ども（ただし、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び企業主導型保育事業所に通っている子どもを除く。）です。

2 新規利用に係る申し込み方法

本市HPからアクセスし、スマート申請により、本市の認定を受けてください。

なお、本市における利用予約等の運用については、国が開発・運用を行う専用のシステム（総合支援システム）を活用していますが、令和8年度に向け、国において総合支援システムの改修が予定されており、これに伴い、本市のスマート申請も改修が必要であることから、令和8年2月24日（火）から令和8年3月22日（日）まで申請を停止しますのでご注意ください。

3 1箇月当たりの上限利用時間

令和8年度から、国の上限利用時間である10時間に本市が独自に2時間を上乗せし、合計12時間とします。

なお、本市独自の2時間分については、京都市会の議決後に総合支援システムで追加配布（令和8年3月24日以降を予定）しますので、ご確認ください。

4 利用方法

本市からの認定を受けた後、総合支援システムにより予約等を行ってください。総合支援システムの操作方法は、ログイン後、「お客さまサポート」から利用マニュアル等をご覧ください。

5 利用できる施設

本市から認可・確認を受けた施設（本市HP参照）でご利用いただけます。ただし、認可・確認を受けた施設であっても、受入れ準備が整っていない、既に定員が埋まってしまった等の事情によりご利用いただけない施設もあります。詳しくは総合支援システムにより確認してください。

なお、令和8年度から、本市以外の市区町村から認可・確認を受けた施設もご利用いただけま

すが、本市の基準等と異なる可能性がありますので、詳しくは当該施設にお問い合わせください。また、上限利用時間 12 時間のうち、本市独自に上乗せした 2 時間にについては、本市が認可・確認を行った施設でのみご利用いただけますので、ご注意ください。

6 利用料及び実費相当

徴収の有無や金額については、利用する施設にお問い合わせください。

利用料については以下のとおり減免制度がありますので、減免の適用をご希望される場合は、利用認定に係るスマート申請時に併せて申請を行ってください。ただし、減免を受けることができない施設もありますので、詳しくは利用する施設をご確認ください。なお、課税状況の調査への同意に基づき、減免の適用対象外となったことを本市が把握した場合、職権で減免を取り消しますので、ご了承ください。

令和 8 年度	
生活保護世帯	300 円（上限）
市民税所得割合算額 77,101 円未満 (概ね年収 360 万円未満)	200 円（上限）

※ 国から通知等がないため、現時点では詳細が不明です。詳細が判明次第、HP 等でお知らせします。

7 キャンセル

総合支援システムにおいて承認された利用予約について、利用者の都合により利用できなかつた場合、又は利用当日の午前 0 時以降にキャンセルの申し出があった場合は、利用があったものとみなし、利用時間が消費されます。このほか、利用料等が発生する場合もございますので、キャンセルの取り扱いについては、利用する施設の情報をご確認ください。